

○ 厚生労働省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第十二条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供（以下「連結情報提供」という。）に関すること。</p> <p>二十一・二十二（略）</p> <p>（医薬局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 支払基金電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）及び連合会電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>十二 十七（略）</p> <p>（雇用環境・均等局の所掌事務）</p> <p>第九条 雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十・二十一（略）</p> <p>（医薬局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 支払基金電子処方箋管理業務（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）及び連合会電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>十二 十七（略）</p> <p>（雇用環境・均等局の所掌事務）</p> <p>第九条 雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p>

二 労働時間等の設定の改善に関すること（労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四  
年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会  
をいう。）の決議に係る労働基準法（昭和二十二年法律第四十  
九号）の適用の特例等及び労働時間等設定改善実施計画（労働  
時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条第一項に規定す  
る労働時間等設定改善実施計画をいう。）に関するものを除く  
。第八十六条第三号において同じ。）  
三 十八（略）

（社会・援護局の所掌事務）

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十四（略）

十五 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九  
号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基  
本計画（第九十九条第十六号において「アルコール健康障害対策  
推進基本計画」という。）の策定（変更に係るものに限る。同  
号において同じ。）及び推進に関すること。  
十六 二十三（略）

2（略）

（政策統括官の職務）

第十六条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 十七（略）  
（削る）

十八 二十（略）

（地域医療計画課の所掌事務）

二 労働時間等の設定の改善に関すること（労働時間等設定改善  
委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四  
年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会  
をいう。）の決議に係る労働基準法（昭和二十二年法律第四十  
九号）の適用の特例等及び労働時間等設定改善実施計画（労働  
時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条第一項に規定す  
る労働時間等設定改善実施計画をいう。）に関するものを除く  
。第八十九条第二号において同じ。）  
三 十八（略）

（社会・援護局の所掌事務）

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十四（略）

十五 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九  
号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基  
本計画（第九十九条第十五号において「アルコール健康障害対策  
推進基本計画」という。）の策定（変更に係るものに限る。同  
号において同じ。）及び推進に関すること。  
十六 二十三（略）

2（略）

（政策統括官の職務）

第十六条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 十七（略）

十八 医療介護総合確保法第十二条の規定による保健医療等情報  
を正確に連結するために必要な情報の提供（以下「連結情報提  
供」という。）に関すること。  
十九 二十一（略）

（地域医療計画課の所掌事務）

第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

十二 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関する事(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務(第二百二十条第五号において「流行初期医療確保措置関係業務」という。)に関する事に限る。)

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に關すること。

三〇五 (略)

(総務課の所掌事務)

第八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 労働時間等の設定の改善に關すること。

四〇六 (略)

(職業生活両立課の所掌事務)

第八十九条 職業生活両立課は、育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に關する事務をつかさどる。

第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

(新設)

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 保健医療に關する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律(平成十年法律第百十四号)、難病の患者に対する医療等に關する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に關する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に關すること。

三〇五 (略)

(総務課の所掌事務)

第八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三〇五 (略)

(職業生活両立課の所掌事務)

第八十九条 職業生活両立課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(削る)

(企画課の所掌事務)

第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害支援区分の認定に関すること。

四・六 (略)

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に關すること。

八・十四 (略)

十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十八条の六及び第四十条の五の規定による報告徴収等の事務並びに同法を施行するため都道府県知事が行う事務についての監査に關すること。

十六・十八 (略)

(精神・障害保健課の所掌事務)

第一百十一条 精神・障害保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(削る)

二・四 (略)

(保険課の所掌事務)

第一百二十条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 (略)

一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に關すること。

二 労働時間等の設定の改善に關すること。

(企画課の所掌事務)

第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三・五 (略)

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の規定による業務管理体制の整備に關する監督に關すること。

七・十三 (略)

十四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十八条の六の規定による報告徴収等の事務及び同法を施行するため都道府県知事が行う事務についての監査に關すること。

十五・十七 (略)

(精神・障害保健課の所掌事務)

第一百十一条 精神・障害保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分の認定に關すること。

三・五 (略)

(保険課の所掌事務)

第一百二十条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 (略)

五 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（流行初期医療確保措置関係業務、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務、支払基金電子処方箋管理業務、介護保険関係業務、医療機関等情報化補助業務及び連結情報提供に関すること並びに高齢者医療課及び医療課の所掌に属するものを除く。）。

六（略）

五 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務、支払基金電子処方箋管理業務、介護保険関係業務、医療機関等情報化補助業務及び連結情報提供に関すること並びに高齢者医療課及び医療課の所掌に属するものを除く。）。

六（略）